



#### (4) 受療率

推計患者数を人口 10 万対であらわした数である。

受療率（人口 10 万対）＝推計患者数／推計人口×100,000

#### (5) 総患者数（傷病別推計）

調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。

総患者数＝入院患者数＋初診外来患者数＋（再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数（6/7））

#### (6) 病床の種類

##### 精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。

##### 療養病床

病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。

##### 一般病床

精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。

#### (7) 医療圏

本概況の医療圏とは、二次医療圏である。二次医療圏とは、医療法の規定により都道府県において設定される区域（概ね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域をいう。

### 8 利用上の注意

(1) 本調査における傷病は、世界保健機関(WHO)の「国際疾病、傷害および死因統計分類(ICD)」に基づき分類しており、「国際疾病、傷害および死因統計分類（ICD-10（2003年版）準拠）」を適用している。

(2) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
推計値、比率等でまるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0又は0.0

(3) 掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。

(4) 受療率の算出に用いた人口は、総務省統計局「人口推計（総人口）」（平成24年10月1日現在）（福島県1,962千人）である。（28頁「受療率の算出に用いた人口」）

(5) 傷病分類別の数値については、主傷病（※2）について表章したものである。

※2「主傷病」入院患者…調査日現在、入院の理由となっている傷病

外来患者…調査日現在、主として治療又は検査をしている傷病

退院患者…退院時に入院の理由となっていた傷病

(6) 本概況の数値の比較の参考として、平成20年及び平成23年患者調査の結果より、全国（宮城県の石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）、気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）及び福島県を除く。）及び福島県の数値を「参考表」（16～27頁）に掲載した。